

# 杉並区立図書館処務規則

昭和五十七年九月二十九日

教委規則第十七号

**改正** 昭和五八年 五月一日教委規則第 八号  
昭和五八年十一月二六日教委規則第一三号  
昭和五九年 九月二八日教委規則第二二号  
昭和六〇年 八月二七日教委規則第一〇号  
昭和六三年 三月三一日教委規則第 七号  
平成 二年 三月三一日教委規則第 八号  
平成 三年 三月三〇日教委規則第一〇号  
平成 五年 三月三一日教委規則第 六号  
平成 九年 三月二五日教委規則第 二号  
平成 九年 四月二五日教委規則第一七号  
平成一〇年 三月三一日教委規則第 五号  
平成一一年 六月二五日教委規則第一一号  
平成一二年 三月三〇日教委規則第 八号  
平成一四年 三月二九日教委規則第二〇号

東京都杉並区立図書館処務規則(昭和四十四年四月杉並区教育委員会規則第六号)の全部を改正する。

(目的)

**第一条** この規則は、杉並区立図書館(以下「図書館」という。)に関する事務を処理するため、組織その他必要な事項を定めることを目的とする。

(係等の設置)

**第二条** 杉並区立中央図書館(以下「中央図書館」という。)に次の係等を置く。

管理係

奉仕第一係

奉仕第二係

資料係

(分掌事務)

**第三条** 中央図書館の各係等及び中央図書館を除く他の図書館(以下「地域図書館」という。)の分掌事務は、次のとおりとする。

管理係

- 一 中央図書館の公印の管守に関する事。
- 二 中央図書館の文書の收受、発送及び保存に関する事。
- 三 図書館施設の管理に関する事。
- 四 図書館の経理に関する事。
- 五 図書館の事業の総合的企画及び連絡調整に関する事。
- 六 図書館職員の服務及び研修に関する事。

- 七 関係機関等との連絡に関する事。
- 八 図書館の広報に関する事。
- 九 図書館協議会に関する事。
- 十 図書館に係る調査及び統計に関する事。
- 十一 図書館における電子計算機の管理及び運営に関する事。
- 十二 車両の管理及び運行に関する事。
- 十三 その他他の係及び地域図書館に属さない事。

#### 奉仕第一係

- 一 図書館資料の館内利用及び貸出しに関する事。
- 二 図書等の相互貸借に関する事。
- 三 図書館資料の利用案内及び利用相談に関する事。
- 四 利用者の調査研究に対する援助に関する事。
- 五 読書会、講演会、研究会等に関する事。
- 六 図書館資料の選定に関与する事。
- 七 図書館資料の保存に関する事。
- 八 その他図書館奉仕(奉仕第二係に属するものを除く。)に関する事。

#### 奉仕第二係

- 一 障害者サービスに関する事。
- 二 地域・家庭文庫の育成に関する事。
- 三 敬老文庫に関する事。
- 四 図書館資料及び視聴覚機材の団体貸出しに関する事。
- 五 視聴覚機材の管理に関する事。
- 六 映画フィルムの相互貸借に関する事。
- 七 十六ミリ映写機講習会その他の視聴覚事業に関する事。
- 八 図書館資料の選定に関する事。
- 九 図書の拠点サービスに関する事。

#### 資料係

- 一 図書館資料の収集計画に関する事。
- 二 図書館資料の選定に関する事。
- 三 図書館資料の保存の調整に関する事。
- 四 図書館資料の収集及び整理に関する事。
- 五 図書館資料の受贈に関する事。
- 六 図書館における電子計算業務の企画、開発及び調整に関する事。
- 七 その他図書館資料に関する事。

#### 地域図書館

- 一 地域図書館の公印の管守に関する事。

- 二 地域図書館の文書の收受、発送及び保存に関すること。
  - 三 地域図書館施設の管理に関すること。
  - 四 図書館資料の館内利用及び貸出しに関すること。
  - 五 図書等の相互貸借に関すること。
  - 六 図書館資料の利用案内及び利用相談に関すること。
  - 七 利用者の調査研究に対する援助に関すること。
  - 八 読書会、講演会、研究会等に関すること。
  - 九 図書館資料の選定及び収集に関与すること。
  - 十 その他地域図書館奉仕に関すること。
- 2 杉並区立図書館運営規則(昭和五十七年杉並区教育委員会規則第二十一号)第二条に規定する用語の意義は、前項について準用する。

(職員)

**第四条** 中央図書館に館長及び次長を、係に係長を置く。

- 2 地域図書館に館長を置く。
- 3 中央図書館に担当係長を置くことができる。
- 4 係及び地域図書館に主査を置くことができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、図書館に必要な職員を置く。
- 6 前項の職員は、中央図書館の職員のうちから次長が配属する。

(職責)

**第五条** 中央図書館長は、杉並区教育委員会教育長(以下「教育長」という。)の命を受け、図書館の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

- 2 次長は、中央図書館長を補佐し、図書館の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
- 3 係長及び課務担当主査は、上司の命を受け、係の事務又は担当の事務を処理する。
- 4 地域図書館長は、上司の命を受け、地域図書館の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
- 5 主査は、上司の命を受け、係若しくは課務担当主査又は地域図書館の事務のうち、特定の事務を処理する。
- 6 前各項以外の職員は、上司の命を受け、図書館の事務に従事する。

(報告)

**第六条** 中央図書館長は、毎月八日までに、次に掲げる事項について、教育委員会事務局次長を経由し、教育長に報告しなければならない。

- 一 前月中の職員の勤務状況
  - 二 前月中の事業の実績及び概要
- 2 地域図書館長は、毎月五日までに、前項各号に掲げる事項について、中央図書館長に報告しなければならない。
  - 3 前二項の規定にかかわらず、重要又は異例に属する事項は、その都度報告しなければならない。

(準用)

**第七条** この規則に定めるものを除いては、杉並区教育委員会事務局に適用される規定を準用する。

**附 則**

- 1 この規則は、昭和五十七年十月一日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に図書館に勤務する職員(第四条第五項に規定する職員に限る。)は、別に辞令を発せられない限り、中央図書館勤務を命ぜられ、中央図書館長が、それぞれ配属したものとする。

**附 則**(昭和五八年五月一日教委規則第八号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**(昭和五八年十一月二六日教委規則第一三号)

- 1 この規則は、昭和五十八年十二月一日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に図書館に勤務する職員(第四条第五項に規定する職員)は、別に辞令を発せられない限り、次長が、それぞれ配属したものとする。

**附 則**(昭和五九年九月二八日教委規則第二二号)

この規則は、昭和五十九年十月一日から施行する。

**附 則**(昭和六〇年八月二七日教委規則第一〇号)

この規則は、昭和六十年九月一日から施行する。

**附 則**(昭和六三年三月三十一日教委規則第七号)

この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

**附 則**(平成二年三月三十一日教委規則第八号)

この規則は、平成二年五月一日から施行する。

**附 則**(平成三年三月三〇日教委規則第一〇号)

この規則は、平成三年四月一日から施行する。

**附 則**(平成五年三月三十一日教委規則第六号)

この規則は、平成五年四月一日から施行する。

**附 則**(平成九年三月二五日教委規則第二号)

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

**附 則**(平成九年四月二五日教委規則第一七号)

この規則は、平成九年五月一日から施行する。

**附 則**(平成一〇年三月三十一日教委規則第五号)

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

**附 則**(平成一一年六月二五日教委規則第一一号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**(平成一二年三月三〇日教委規則第八号)

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

**附 則**(平成一四年三月二九日教委規則第二〇号)

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。